

総務委員会資料

令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第76号

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和2年5月27日
総務企画局

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後									改正前								
<p>○川崎市旅費支給条例 昭和22年8月20日条例第21号</p> <p><u>第15条の4 震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由</u> <新設> により、職員（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。</p>									<p>○川崎市旅費支給条例 昭和22年8月20日条例第21号</p>								
別表（第2条関係）									別表（第2条関係）								
等級	種別	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料 （1夜につき）	日当 （1日につき）	食卓料 （1夜につき）	等級	種別	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料 （1夜につき）	日当 （1日につき）	食卓料 （1夜につき）
特	市長副市長及びこれに準ずる者	乗車に要する運賃	乗船に要する運賃	実費又は1キロメートルにつき37円	実費	16,500円	3,300円	3,300円	特	市長副市長及びこれに準ずる者	乗車に要する運賃	乗船に要する運賃		16,500円	3,300円	3,300円	
1	8級の職務にある者及びこれに準ずる者					14,800円	3,000円	3,000円	1	8級の職務にある者及びこれに準ずる者				14,800円	3,000円	3,000円	
2	7級の職務にある者及びこれに準ずる者					14,000円	2,800円	2,800円	2	7級の職務にある者及びこれに準ずる者				14,000円	2,800円	2,800円	

改正後							改正前							
	る者													
3	6級又は5級の職務にある者及びこれに準ずる者				13,100円	2,600円	2,600円					13,100円	2,600円	2,600円
4	4級以下の職務にある者及びこれに準ずる者				12,300円	2,000円	2,000円					12,300円	2,000円	2,000円
<p>1 市長が別に定めるもののほか、別表において「何級の職務」とは、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務をいい、その他の給料表については別表の付表に定めるところによる。</p> <p>2 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条各号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、市長がこれを定める。</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者がこれを定める。</p> <p>4 鉄道往復100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における運賃は、実費とする。</p>							<p>1 市長が別に定めるもののほか、別表において「何級の職務」とは、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務をいい、その他の給料表については別表の付表に定めるところによる。</p> <p>2 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条各号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、市長がこれを定める。</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に適用する等級は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、任命権者がこれを定める。</p> <p>4 鉄道往復100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における運賃は、実費とする。</p>							

改正後	改正前
<p>5 鉄道賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、上級の運賃とする。</p> <p>6 船賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、2等級以上の者については上級の運賃、3等級及び4等級の者については中級の運賃とし、船賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃とする。</p> <p>7 前項の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、前項に規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>8 <u>車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合は実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。</u></p> <p>9 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、定額の1割を減ずる。</p> <p>10 鉄道往復100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合は、日当を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、<u>宿泊し、又は自家用自動車等により旅行</u>した場合は、この限りでない。</p>	<p>5 鉄道賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、上級の運賃とする。</p> <p>6 船賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、2等級以上の者については上級の運賃、3等級及び4等級の者については中級の運賃とし、船賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は上級の運賃とする。</p> <p>7 前項の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、前項に規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>8 <u>車賃は、乗合旅客自動車運賃及び軌道運賃とする。</u></p> <p>9 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料は、定額の1割を減ずる。</p> <p>10 鉄道往復100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合は、日当を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>宿泊</u>した場合は、この限りでない。</p>